

道路法令関係Q & A

本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために 平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律

道路局路政課

ダイスケ・路政課・先輩係員

やすお ・・路政課・後輩係員

やすお ダイスケさん、今、国会で審議中の本州

四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成一五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律なんですが、今まで他に、公団等の債務処理に関する法律が制定されたことはあったんでしょうか？

ダイスケ うん、他に公団等の債務処理について規定している法律としては、日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律（平成九年法律第七十三号）、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）、国有林野事業の改革のための特別措置法（平成十年法律第三百三十四号）、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）

等があるよ。

やすお へえ、そうなんですか。それらは具体的に

どういった債務処理の内容について規定しているのでしょうか。今回の法律と同様、政府が公団等の長期借入金及び債券に係る債務を承継することについて規定しているのですか？

ダイスケ いや、必ずしも、これらの法律すべてが、政府が公団等の長期借入金及び債券に係る債務を承継することについて規定している、というわけではないんだ。でも、条文の書きぶりなどは似ているところがあるね。

やすお ダイスケさん、今回政府が公団から承継する債務は、約一・三四兆円が予定されているんですよ。でも、法は承継額については特に規定してません。

ダイスケ うん、確かに法第二条第一項は、「政府は、この法律の施行の時にあって、その時における本州四国連絡橋公団の長期借入金及び本州四国連絡橋債券に係る債務で政令で定めるも

のを一般会計において承継する。」としており、特にその承継額についてはふれていない。でも、法は第二条第二項において、「政令で定める債務は、公団が、当該債務の負担の軽減により、その余の債務を着実に減少させることができるように定める」ことを要求している。公団の債務を確実に償還するためには、一定の条件（現行の出資を平成三四年度まで一〇年間延長する、将来の調達金利は年四％とする等）を前提とすると、現在の公団の債務約三・八兆円のうち、約一・三四兆円の有利子債務を切り離す必要があり、それで、今回政府として、公団から有利子債務約一・三四兆円を承継することとしたんだ。昨年（平成一四年）一月一二日の「政府・与党申し合わせ」においても本州四国連絡橋公団の債務処理等に関して、「有利子債務の一部（約一・三兆円）を切り離し、国の道路特定財源により早期に処理する」ことが決定されている。

やすお なるほど、そういうことなんですか。で、ダイスケさん、今後、その一・三四兆円については、今後どのように償還されるのでしょうか？

ダイスケ 今回、政府が一般会計において承継することとしている債務（約一・三四兆円）の償還については、道路特定財源（自動車重量税の

一部)を充てて、平成一五年度から平成一九年度までの五箇年間で早期に処理することが予定されている。平成一五年度に関しては、先日成立した平成一五年度予算において、約二、二四五億円が債務の償還に充てる経費として計上されているよ。

やすお なるほど。ところでダイスケさん。今回、利息の取扱いについてはどのようなになっているのでしょうか。

ダイスケ うん、利息については、長期借入金に係るもの及び本州四国連絡橋債券に係るもの両方について、法の施行日前に既にその支払期限が到来しているものは承継しないこととしているんだ。逆にいえば、まだ支払期限が到来していない利息については政府が承継することになるんだ。

やすお あと、第三条第一項についてお伺いしたいのですが、ちょっと複雑な規定になってますよね。

ダイスケ そうだね。除いたり除かなかったりちょっと複雑かもね。この第三条第一項の規定については、政府が承継する本州四国連絡橋債券については、国債整理基金特別会計を通じて償還すること、事務の取扱いを日本銀行に一元化することなど、国債と同様の取扱いを行うため、原則として国債に関する規定を適用し、本州四

国連絡橋公団法は適用しないことが必要なんだ。けれども、債権者保護等の観点から、一部の事項について国債に関する規定を適用せず、または本州四国連絡橋公団法の規定を適用することとしているんだ。

やすお なるほど。

ダイスケ そういえば、やすお君は今度、国会に研修に行くらしいね。この法律案が、国会において実際にどのように審議されているか、しっかり見てくるといいよ。

やすお はい、しっかり勉強してきたいと思います！

(※その後、本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律は、やすおの研修中である四月二二日に可決・成立、五月一日に公布、五月十二日に施行された。)

○本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、本州四国連絡橋公団(以下「公団」という。)の危機的な財務状況にかんがみ、公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき措置として、政府による公団の債務の承継に関する特別措置について定めるものとする。

(一般会計による債務の承継)

第二条 政府は、この法律の施行の時にあって、その時に掲げる公団の債務で政令で定めるものを、一般会計において承継する。

一 長期借入金に係る債務及び当該債務に係る利息(この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以前に発生している利息のうち、施行日以後に支払われることとされているものに限る。)に係る債務

二 本州四国連絡橋債券に係る債務(施行日前に支払期が到来した利息に係るものを除く。)

2 前項の政令で定める債務は、公団が、当該債務の負担の軽減により、その余の債務を着実に減少させることができるように定めるものとする。

(国債に関する法律の適用等)

第三条 前条の規定により政府が承継する債務に係る本州四国連絡橋債券については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号。第二条第二項を除く。)、国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号。第六条及び第八条を除く。)、その他の法令中国債に関する規定を適用し、本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)第三十八条(第四項及び第五項を除く。)の規定は、適用しない。

2 前項に規定する本州四国連絡橋債券であつて前条の規定による承継の際現に社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)

の規定による登録を受けているものについては、当該承継の時に、当該登録に係る登録機関は、当該登録の抹消を行うとともに、当該登録を受けている事項を日本銀行に通知するものとする。

3 日本銀行は、前項の通知を受けたときは、当該通知を受けた事項の登録を行うものとする。

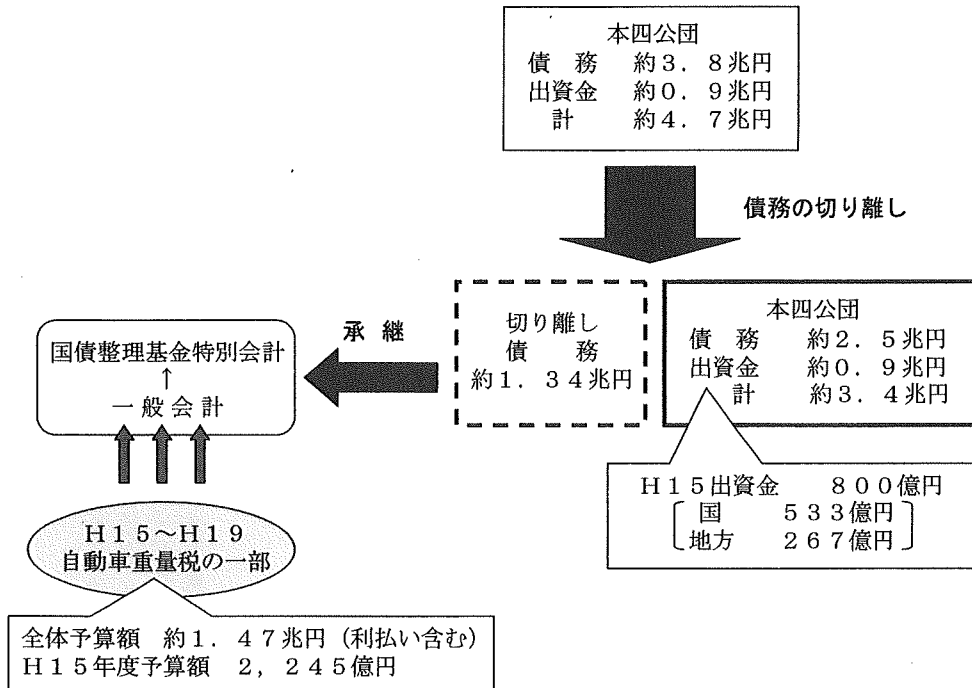
4 前項の規定による登録は、国債に関する法律の規定による登録とみなす。

5 第一項に規定する本州四国連絡橋債券については、前条の規定による承継の日以後二週間、国債の登録（相続、遺贈、合併、強制執行その他これらに準ずる事由による移転の登録を除く。）を請求することができない。国債の登録の除却についても、同様とする。

附則

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

平成14年12月12日(木)
「道路関係四公団の民営化について」政府・与党申し合わせ(抄)
2. 平成15年度予算に関連する事項
① 本州四国連絡橋公団の債務処理等
有利子債務の一部(約1.3兆円)を切り離し、国の道路特定財源により早期に処理するとともに、国及び地方による出資の期間を平成34年度まで10年間延長することにより、将来における国民負担の膨張を避けるとともに、現行料金の引上げを前提とせず本四架橋としての自立的経営を可能なものとする。(後略)



本州四国連絡橋公団債務の処理スキーム